

松戸市次世代育成支援行動計画

子どもと地域とみんなの未来

こころ やさしく
どこまでも 明るく
もっと もっと さわやかに こどもたちを見守っていきます！

平成17年3月
松 戸 市

このまちに住むすべての人に
そして
このまちを訪れるすべての人へ

昨年 ひとりの中学生が児童虐待で亡くなるという悲しい事件が起きました

- いつの日か

風の中を走り回っていた子どもたちが
わたしたちが残したわだちをこえて
勇気と希望 正義と愛をもって
このまちに 新たな歴史を刻み
次の世代へ はるかな記憶をつないでいってくださることを願って……

わたしたちはこの計画をつくりました

市長挨拶

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。これに伴い全ての地方自治体と、300人を超える従業員を雇用する事業主が、平成16年度末までにそれぞれの行動計画を策定することとなりました。この計画は、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることを目的といたしており、平成17年度から10年間、国、地方自治体、そして事業主が集中的に取り組むべき内容を定めるものです。

このような計画の策定が全国規模で実施されますのは、ゴールドプラン以来のことであり、近年の急速な少子高齢化の進展に対する不安が高まっていることの表れと受け止めております。

一方、本市の状況でございますが、平成6年に初めて子育て支援センターを設置いたしました。以来、既に10年が経過しており、一貫して、子どもを生み育てやすい環境の整備に努めてきたところでございます。この間、松戸市版エンゼルプランとして、「松戸市こども育成計画」を平成10年3月に策定し、福祉のみならず、保健や教育なども含めた子育て支援の総合化等をいち早く推進して参りました。そして、ファミリーサポートセンター、乳幼児健康支援デイサービス、サタディ・コミュニティスクールなど、いずれも県内において他に先駆けて実施してきたところでございます。

しかしながら、少子化の流れは変わらず、昭和48年には1年間で8千人生まれた子どもが、今では4千6百人となり、高齢化率を上昇させている大きな要因となっております。ちなみに、本市の平成15年の合計特殊出生率は1.21人でございます。将来を考えたとき、この数字の意味するところは、極めて重いものがあるものと受け止めております。

子どもの数だけを問題にするつもりはございませんが、このまま放置すれば、さらに子どもが少なくなることは明らかでございます。よく「こどもは未来の宝」などと申しますが、子どもたちに希望ある未来をつくっていくことが、われわれ大人に課せられた大きな使命ではないかと考えております。

私は、今後も少子高齢化が子どもの成長や地域社会に及ぼす影響についての対応はもとより、「若い人たちが結婚に夢や希望をもてる、子育てに喜びや誇りがもてるまちづくり」を市民の皆様と共に全力で取り組んで参りたいと存じます。

最後に、計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました市民会議の委員ならびに、子ども会議、関係機関・団体の方々に心からお礼を申し上げます。

今後とも厚いご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松戸市長 川井 敏 久

「こどもと地域とみんなの未来 - 松戸市次世代育成支援行動計画 - 」よせて

ここに、「こどもと地域とみんなの未来 - 松戸市次世代育成支援地域行動計画 - 」が、多くの市民、関係者の参加のもとで策定されたことをとてもうれしく思います。

わが国においては、もともと子育て・子育ては家庭や地域社会による互助で担われており、そうした社会では、社会が子育てを支援する必要もありませんでした。しかしながら、高度経済成長期を経て、私たちの社会は地域におけるお互いのつながりと助け合いを失っていき、この結果、子どもの育ちや子育てが急速に閉塞状況に追い込まれることとなりました。少子化や子ども虐待などさまざまな社会問題が生じることとなり、子育てもなかなか楽しめなくなってきました。

こうした状況に対応するためには、かつて地域社会が担っていた子育て・子育ての機能を社会の仕組みとして組み入れ、地域における人と人とのつながりを新しい形で再生していくことが必要となってきます。つまり、子どもが育つことや子どもを生み育てるという営みを、社会全体で応援していくことが必要とされているのです。

このため、政府は地域における子育て支援事業を法定化し、それらを計画的に進める次世代育成支援対策推進法を制定し、子ども・子育て応援プランも策定しました。ここに公表する行動計画は、この法律に基づき、松戸市が、法律に定められた本市民会議の参加を得ながら策定した松戸市版子ども・子育て応援プランとなります。

昨年6月に誕生した市民会議は公募市民や関係者など20名で構成され、その都度、市が作成する原案に対して議論や提言を行ってきました。きめ細かい議論を行うため分科会方式も採用し、行政内部の検討組織であるワーキングチーム等と連携を取るよう心がけました。また、平成16年5月並びに平成17年1月に開催したシンポジウムなど、市民との意見交換の開催や委員による現場見学・聞き取りも行いました。

計画が策定されるまでに、市民会議が7回、分科会が8回、聞き取り・意見交換2回の計17回の集いが開催されたこととなります。計画に添えて、次頁に市民会議からのメッセージも掲載しました。私たちの思いを感じとっていただければ幸いです。

この計画では、地域における子育てを支援する仕組みを社会的に幅広く用意することによって、子どもや子育てを通して、地域の人と人々がゆるやかにつながることがめざされています。成果はこれからにかかっています。そのため、計画の推進を見守り、随時、必要な改善を加えていく市民による推進組織の設置も本計画に盛り込みました。

子どもはおとなが次の時代に贈る生きたメッセージであり、子育ては松戸市の次世代を育てる営みでもあります。「子はかすがい」といわれますが、子育ては、人と人をつなぎ、また、時代と時代を結ぶかすがいの役目を担う大切な営みといえるでしょう。

市民の皆さん一人ひとりがこの「こどもと地域とみんなの未来」をお読みいただき、これからもご意見をお寄せいただきたいと思います。もちろん、子どもたちからの意見も大歓迎です。一人ひとりの積極的な参加が、この計画をよりよいものにしていくのだと思っています。

松戸市次世代育成支援市民会議 座長
淑徳大学社会学部教授 柏女 霊峰

市民会議からのメッセージ



目 次

めざす地域社会	1 頁
基本計画の目標	1 頁
これまでの取組み	3 頁

第 1 章 行動計画策定にあたって

1 節 計画策定の趣旨	7 頁
2 節 計画策定の背景	8 頁
3 節 計画の対象	1 6 頁
4 節 計画の位置づけ	1 6 頁
5 節 計画期間とローリング(見直し)	1 7 頁

第 2 章 行動計画の理念と方向性

1 節 計画策定に必要な理念	1 8 頁
2 節 計画実現のための課題	2 2 頁
3 節 課題解決に向けての基本的な方向性	2 5 頁

松戸市次世代育成支援行動計画の骨子

第 3 章 計画実現の実践に向けて

1 節 次世代育成支援施策体系	3 3 頁
2 節 広くすべての子どもと家庭を支援する行政サービス	4 3 頁

2 - 1	子どもの生きる力を育む教育の機会	
2 - 2	子どもの健全育成を支援するための、親の「子育て学習」	
2 - 3	きめ細かな支援を必要とする子どもと家庭に対する支援	
2 - 4	子育て支援ネットワークの形成	
2 - 5	子育てしやすい都市基盤の整備	
3節	安心して子どもを産み育てることができるために	94頁
3 - 1	ボランティアによる協力	
3 - 2	場所の提供	
3 - 3	安心・安全の地域づくり	
4節	子育て家庭を支援する企業への期待	101頁
4 - 1	企業風土の創造	
4 - 2	インターンシップ制度の創設・普及	

第4章 計画の推進体制

1節	評価システムの意義	104頁
2節	計画推進のためのシステム	104頁
2 - 1	計画の見直しに向けた評価システム	
2 - 2	即効性のある評価システム	
3節	計画推進組織の設置	106頁

第5章 目標事業量

1節	基本事業の目標量	107頁
----	----------	------

〔資料〕

本市の子育て状況	110頁
行動計画策定経緯	118頁
松戸市次世代育成支援市民会議設置要綱	121頁
松戸市次世代育成支援市民会議委員名簿	123頁
松戸市次世代育成支援ワーキングチーム名簿	125頁
用語解説集	127頁

この計画でいう「子ども(こども)」とは、おおむね18歳未満の人をいいます。

松戸市次世代育成支援行動計画

平成17年3月

発 行 松戸市
〒 271-8588 松戸市根本387番地の5
047-366-7347
FAX 047-365-1009

編 集 松戸市健康福祉本部児童家庭担当部 児童福祉課

この冊子は、再生紙を使用しています。

めざす地域社会

少子高齢社会を迎え、地域社会のあるべき姿を次のようにえがくものとします。

- (1) すべての市民が、年齢や性別、信条、能力、心身の障害の有無、婚姻の有無などにかかわらず、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認め合い、等しく多様な生き方ができるよう選択の自由と機会均等が保障されたなかで、自ら選んだその生涯を、いきいきと、健やかに、安心して暮らすことができる地域社会。
- (2) すべての市民が、地域の主体者としての役割を自覚し、行動し、地域の自立を支え、その協力によってつくりあげられていく地域社会。

基本計画の目標

- (1) 個人の自立性を高めます

いきがい感を高めます

学習・体験活動の選択肢や機会の拡充、就労、地域活動への参加などをおして、子どもから大人まですべての市民がその生涯をいきがいを持って送れるようにします。

このため、これらの活動を支援するために必要なサービスや基盤整備を総合的、体系的に整備します。

健康の維持増進を図ります

子どもや大人の健康づくりはこれまでも推進してきたところですが、初潮や妊娠・出産などという女性特有の身体的特徴にも配慮した健康づくりに必要なサービスを確保することによって、子どもの成長や子育てを支援するとともに、将来の医療・福祉サービスの適正需要を確保します。

このため、子どもから大人まで広く一般市民を対象とした自主的な健康づくりへの

支援やライフステージに応じたサービスの展開などを行うとともに、保健・医療・福祉の具体的な連携強化を図ります。

生活の安全・安心性を高めます

すべての子どもと大人が、住み慣れた地域社会の一員として、より安全に、いつまでも安心して暮らせるように、安全・安心サービスの適時性や多重性を高めるとともに、子育てしやすい住宅などの生活基盤についてもその整備率を高めます。

(2) 地域の連帯を高めます

子育て機能などの社会化や子育て中の家族への直接的な支援を実現するための賛同者や行動してくれる人を確保することによって、地域で必要とする子育て支援サービスなどを確保し、地域内での自立した生活が営みやすいようにします。

(3) 計画の実現可能性を高めます

生産性を高めます

地域の実情に応じた政策展開やより有効性が高く、効率的な社会サービスの開発などができるように行政の経営力や政策形成力を高めるとともに、サービス市場の適正化機能、各種サービス間の調整機能を充実させます。また、サービスの供給主体の多様化などをおして、社会サービスの生産性を高めます。

環境形成を図ります

各目標を円滑に達成するために、国や県をはじめ、医師会や歯科医師会、薬剤師会、教育団体や福祉団体などの関係団体、企業、行政内部など、内外の環境を形成していきます。

資源の確保を図ります

各目標を達成するために必要となる人員と資金、情報を多様な手段を講じて確保するとともに、サービスにかかわる情報提供などを図ります。

これまでの取り組み

本市では、平成 10 年に「松戸市こども育成計画」を策定し、市民をはじめ、地域、法人、行政が連携し、子どもの教育や健全育成、子育て支援などに取り組んできました。この結果、必要な制度改革、必要なサービスの確保、地域や関係機関、関係部署との連携、地域システム（ボランティアなどによる地域活動）の整備、多様な供給主体の導入に一定の前進をみることができました。しかしながらこの 6 年間に、予定して実現できなかったものもあります。また、今後継続して研究しなければならぬもの、軌道修正が必要なものも明確化してきました。また、急速な社会経済環境の変化に伴い新たな課題として浮上してきたものもあります。

計画の主目標に掲げた子どもの自立（就学や就労など社会活動をしている若者の比率を高める）につきましては、定点調査が必要となりますので、次世代育成支援行動計画の終了時点（前期平成 21 年 / 後期 26 年）をもって、改めて評価していきたいと考えております。個々の施策にかかわる量的評価は次に示したとおりです。

なお、質的評価につきましては、その一部に社会経済環境の変化が子どもや家族に及ぼす影響と計画の成果を峻別し、判断することが困難なものがありますので、今後はこのような点も踏まえ、より客観的で測定可能な目標値の設定をまいります。

（１） 評 価

制度改革したものには 2 つあります。ひとつは教育改革です。この改革をとおして、基礎基本の習得をめざした 4 Rs（読む力・書く力・計算力・責任を果たす力）定着スタッフの派遣、自分にあった学校選択ができる学区制緩和の導入などを実施しました。他のひとつは教育改革とは規模が異なりますが、放課後児童クラブの基盤整備計画で、ここでは経営基盤の強化やサービスの標準化などをめざし、経営主体の法人化（平成 16 年完了）や会費の均一化（現在の均一化率 90%）などを進めました。

新たにサービスを確保したものには、再履修講座の創設（受講者 32 人 / 年）、子ど

もと親子の居場所の増設(利用者97千人/年)、保育所や児童クラブの定員拡大(765名増)、ショートステイ(利用者188人/年)など主なものだけでも10事業以上あり、これにより市民ニーズは飛躍的に充足されたものと考えています。

地域や関係機関、関係部署と連携を図ったものには、児童虐待や子育て支援にかかわる地域ネットワークの設置、個育てサロン(個性を育む学習支援コーナー)の設置(利用者456人/4ヶ月)、子育てフェスティバルの開催(10団体共催)などがあります。このほか、地区社会福祉協議会、子ども関連ボランティア団体主催の研修会への講師派遣、町会・民生児童委員・老人クラブ・児童館・保育所・児童クラブが合同で行った子どもの夏祭りの開催などがあります。

地域システムとして整備されたものには、地区社会福祉協議会などが行っている子育てサロン(9ヶ所)、ボランティアによる講座に参加する市民のための一時保育(利用者1,449人/年)、NPO法人が行う障害児の放課後児童クラブ(利用者約70名/年)などがあります。

多様な供給主体の導入としては、NPO法人の参入が7件ありました。

(2) 予定して実現できなかったもの

個人のニーズに応じたサービス調整をするためのプログラム開発や良質なサービスをより低い社会コストで確保するための評価システムなどについては、重要性が高いわりには市民ニーズとして直接的に顕在化しなかったこともあって、実現に遅れが生じてしまいました。また、市民、地域、事業主、行政が一体となって計画を進めるため、市民や地域の子育てボランティア団体等に対してはパンフレットの配布や説明会などをおして計画への協力を求めてきましたが(20回/約900人)、事業主への協力依頼は保育所と幼稚園にとどまってしまいました。今後に向けて、一般事業主を対象にした情報提供ルートの開発や市内の事業主に見合った提案の必要性が課題として残りました。

(3) 今後継続して研究しなければならないもの

将来に向けて研究が必要と思われるものは、次の3点です。

第一は、計画目標の設定のあり方です。社会指標の中には、高校進学率のように高

い水準で推移しているものがある反面、不登校や児童虐待、合計特殊出生率などのように、なお好転の兆しがみえていないものもあります。好転しない理由としては、

これまでの対応が不十分であったこと、市民ニーズの充足と社会指標の間にズレがあること、社会経済システムの変化が子どもや家族に及ぼす影響が計画の成果より大きいこと、などが想定されます。

しかし、上記、については克服することができますが、は自治体の限界もあり難しさが残ります。この点を勘案したうえで、一自治体として妥当な目標設定のあり方を研究する必要があります。

第二は、ニード（基本的な欲求）の充足のあり方です。1日乳幼児と向き合っている母親のストレスの中身は、「ひとりになる時間が欲しい」「社会から取り残されたくない」などです。即ち、これはニーズ（必要）ではなく、限りなくニードです。人が生きていくうえで欠かすことのできないものです。

通常、ニードの充足は個人の問題です。しかし、今日のように家族が孤立化してくると、なかには個人で解決することが困難な人もでてきます。そこで、このニードを充足する施策が必要になってくるわけですが、行政の守備範囲も含めて、より有効な施策の研究が肝要となっています。

第三は、母子家庭の経済的自立の方策です。母子家庭の母親を対象にした就労に必要な知識や技能の習得支援は、無業からパート就労へ促す有効な手立てとなっています（講座修了者の就労率 50%）。しかし、人口の減少速度を上回る速度で労働力人口の減少が進むといわれている今日にあって、なおフルタイム就労への道は厳しく、施策の研究が欠かせない状況となっています。

（４） 軌道修正が必要なもの

近年の社会環境の変化などに伴い、軌道修正が必要となっているものが3点あります。

第一は、人口減少社会への対応です。これまで少子高齢社会を念頭において計画を組み立ててきましたが、今後はこれに加え、経済規模の縮小など人口減少社会への対応も視野に入れていくことが必要になってきています。

第二は、ひとり親家庭の自立支援です。母子家庭の経済的自立については、今後さ

らなる研究が必要となりますが、少なくとも金銭給付を中心とした現在の施策では目的の達成が困難です。今後は、若年母子や未婚の母の増加も視野に入れたうえで、母子・父子家庭それぞれに見合った施策展開が重要となっています。

第三は、家庭支援です。雇用環境の変化は離婚の増加や学歴社会の瓦解などと相俟って、家計のみならず家族を不安定で、不確実なものにする一方、若者の雇用を不安定化し、結婚に対する信頼を低下させています。この結果、家族の基盤は脆弱化し、フリーターやニート（就学も就労もしない若者）が増加するなど、子どもや若者、家族を取り巻く諸問題はかつてなく複雑化し、一部の者にとっては将来の見通しを持つことさえ困難な状況となっています。

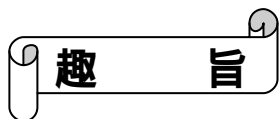
学校制度と雇用制度がうまくかみ合っていた学歴社会、多くの家庭で結婚が生涯をとおして継続していた社会、このような高度経済成長期の家族像や社会を前提にして組み立てられている現在のシステムは、今後ますますその効力を失っていくことは明らかです。今後は、社会経済システムの変容に応じた包括的な家族支援を考えていく必要があります。

（５） 新たな課題として浮上してきたもの

この６年間に、新たな課題として浮上してきたものについては、次世代育成支援行動計画の中で課題として設定しました。

第 1 章 計画策定にあたって

1 節 計画策定の趣旨

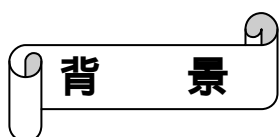


近年の少子高齢化や家族形態の多様化、多様なライフスタイルが認められてきたことなど社会環境の変化は、市民の生活にとって必ずしもマイナスの影響を与えているわけではありませんが、そこから派生するさまざまな事象は楽観できるものばかりではなく、将来の家族や地域の活力の維持増進に向けて、大きな課題を投げかけています。

松戸市では、これらの影響を十分に考慮し、将来を見据えた課題への取り組みを積極的に推進することによって、今を生きる市民のみならず、将来このまちに住むすべての子どもと大人が、いきいきと、健やかに、安心して暮らせるよう、その指針となる基本的な考え方や方向性などを示した「こども育成計画」を平成10年3月に策定しました。また、こども育成計画は策定からすでに6年が経過しており、最近の社会環境の変化、とりわけ育児や教育などの家族機能や地域の相互扶助機能の低下、夫婦の出生力そのものが低下していることへの対応などを組み込んだ見直しが必要になってきています。

従って本計画は、より実践的に現実の課題が解決されるように、実施内容等を明確にし、実現可能性の高い行動計画としての機能を発揮することで、「子どもの明るい声が聞こえるまち」、「若い人たちが結婚することに夢や希望をもつことのできるまち」の実現を目指し、子どもと大人が温かな信頼でつながれ、共に互いを高め合っていくための道しるべとします。

2 節 計画策定の背景



2 - 1 少子高齢化の現況と今後の推移

本市では、昭和60年代に入ってから少子化が進み始め、平成16年の子ども人口（18歳未満の子ども）7万9千人は、昭和55年と比較すると実に37.9%の減少となっています。とくに、少子化が先行する就学前の子ども人口についてみると、4万4千人に対し、今日では、約2万8千人（平成16年）と大幅な減少となっています。

なお、子育てにかかわる状況がこのまま続くとすれば、就学前の子ども人口は、今後数年間程度は横ばいに推移するものの長期的には再び減少に向かうものと予測されます。

一方、本市の高齢化の現況と今後の推移については、平成15年3月に見直しました「松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画」によれば、次のような状況になっています。

本市が高齢化社会を迎えたのは平成3年であり、すでに昭和45年に高齢化社会を迎えた国との比較では両者に21年間の差が生じています。しかし、急激な都市化により短期間に人口が急増した本市では、この人口急増の影響もあり平成15年には、高齢化率が14%を超えて高齢社会に至っています。

すなわち本市においては、高齢化社会から高齢社会に至るまでに要した期間はわずか12年間で、本市の高齢化速度は国とは比較にならないほど急激なものとなっています。

さらに、人口急増期（昭和30年代後半～50年代前半）に住み始めた、当時30歳前後であった市民は、まもなく一斉に75歳を迎えることになり、これを機に本市では、特に介護サービスなどが必要とされる75歳以上のいわゆる後期高齢者が急増する事態が生じることが予測されています。

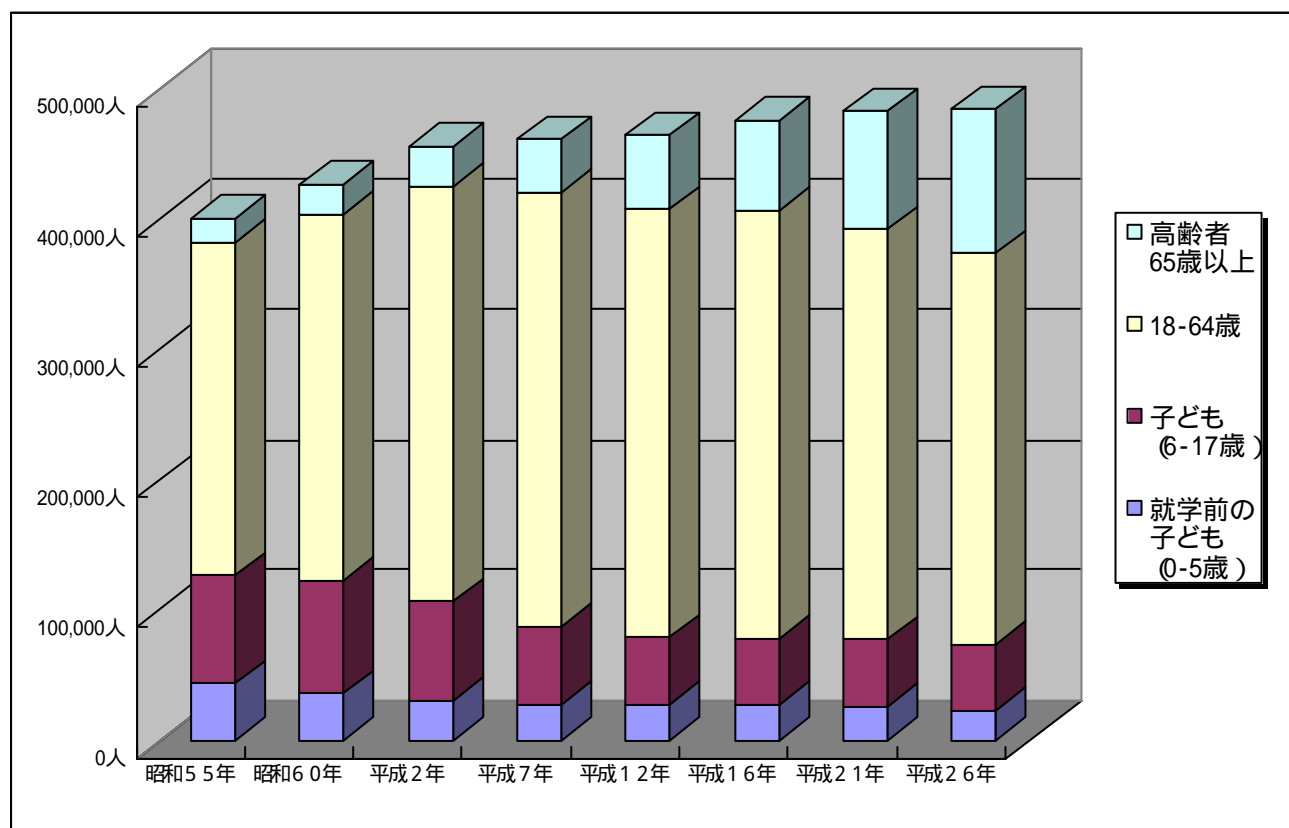
(図表 1) 少子高齢化の推移

	合 計	就学前の子ども (0-5 歳)	子ども (6-17 歳)	高齢者 65 歳以上	再生産年齢人口 (15-49 歳 女性)
昭和 5 5 年 1 9 8 0 年	400,863 人	43,776 人	82,778 人	18,387 人	114,051 人
	人口比	10.9%	20.6%	4.6%	28.5%
昭和 6 0 年 1 9 8 5 年	427,473 人	36,122 人	86,553 人	23,392 人	121,894 人
	人口比	8.5%	20.2%	5.5%	28.5%
平成 2 年 1 9 9 0 年	456,210 人	31,123 人	75,659 人	30,415 人	129,151 人
	人口比	6.8%	16.6%	6.7%	28.3%
平成 7 年 1 9 9 5 年	461,503 人	27,877 人	59,947 人	40,785 人	124,594 人
	人口比	6.0%	13.0%	8.8%	27.0%
平成 1 2 年 2 0 0 0 年	464,841 人	27,877 人	51,818 人	56,683 人	114,368 人
	人口比	6.0%	11.1%	12.2%	24.6%
平成 1 6 年 2 0 0 4 年	476,305 人	27,623 人	50,989 人	69,792 人	117,285 人
	人口比	5.8%	10.7%	14.7%	24.6%
平成 2 1 年 2 0 0 9 年	483,317 人	25,785 人	51,665 人	91,031 人	116,622 人
	人口比	5.3%	10.7%	18.8%	24.1%
平成 2 6 年 2 0 1 4 年	484,349 人	23,050 人	50,674 人	109,924 人	115,182 人
	人口比	4.8%	10.5%	22.7%	23.8%

昭和 5 5 年から平成 1 2 年までのデータは国勢調査による数値。

平成 1 6 年は、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく届出による数値。

平成 2 1 年以降は、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく届出により異動した数値から求めた人口推計値



2 - 2 子どもと家族と地域の状況

これまで述べたように、急激な少子高齢化や家族形態の変容、夫婦の出生力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきています。今日の地域社会は、このような環境の変化に応じて、それにふさわしい社会の仕組みを早急につくりあげていかななくてはならないという問題を内包しています。このような状況のなかで、我々に与えられた課題は、ひとつは家庭や地域、学校や企業などが一体となって、子どもの成長を支援すること、もうひとつは、子どもの成長基盤であるすべての家庭への支援、すなわち妊娠や出産、育児などの子育て期にあたる大人が自由に社会参画し、多様な生き方が選択できるように、子育てや介護などの家族機能の社会化（これまで個人や家族の役割であったことを社会が支援していくこと）を進めていくとともに、家族や地域の子育て力・教育力などを醸成していくことであると考えられます。

地域には、子どももいれば大人もいます。身体の不自由な人もそうでない人もいます。健康な人も病気の人もいます。女性も男性もいます。これらのさまざまな市民が協働し、生活をする場が地域になければならないでしょう。

保育所、幼稚園や学校、職場、街なかなど、あらゆる時、あらゆる場所で、これらの市民が共に生きることができる活気あふれる地域社会の形成が必要です。

2 - 2 - 1 子どもの状況

(1) アンケート結果

小学5年生(以下「小5」と略称)、中学2年生(以下「中2」と略称)、高校2年生(以下「高2」と略称)を対象にして行ったアンケート(平成15年2月実施。以下同じ)の結果は、次のとおりです。

子どもは、学校の放課後や休日にかかわりなく、学校にいないときは自宅にすることが多い反面、友達といることも多く、おしなべて友達と一緒にいられる場所を望んでいました。また学年が上がるにつれ、行動範囲も広がりひとりの時間を持つようになる一方で、家の手伝いはしなくなり、自己評価も低くなりました。これらのことから、子どもは子どもを求めつつも、その成長過程で親や友達からも必要な距離をとるようになり、自らをみつめる中で、自己形成していることがうかがえました。

放課後、ほとんどの子どもは「自宅」にすることが多く、遊ぶときは「友達」と一緒に、何をしているかという点小5と高2は様々ですが、中2の圧倒的多数は「部活や委員会活動」をしています。

放課後の居場所は、どの学年も「自分の家」と答えた子どもが最も多い(6割から8割)。次いで、小5は「友達の家(54.9%)」「公園(37.8%)」、中2は「学校(67.8%)」「学習塾(35.3%)」、高2は「学校(47.5%)」「映画館・カラオケ・ゲームセンター(30.7%)」の順となっています(複数回答)。

放課後一緒にいる人は、どの学年も「友達」が圧倒的に多く(約8割)、次いで多いのは「ひとり(小5 27.5%/中2 37.7%/高2 41.5%)」でした(複数回答)。

放課後にしていることは、小5では「習い事」「勉強」「ゲーム」がいずれも3割弱で最も多く、中2では「部活や委員会活動」が約8割、高2では「部活や委員会活動(38.6%)」「何となく過ごす(31.8%)」「おしゃべり(27.8%)」「アルバイト(25.2%)」となっています(複数回答)。

休日は放課後ほどではないが、ほとんどの子どもは「自宅」にすることが多く(6割から7割)、小5では「親(6割)」と、中2と高2では「友達(6割から7割)」と一緒に、「していること」はどの学年も「ショッピング(3割から5割)」が最も多く、そのほかは様々となっています(複数回答)。

中高生になると家の手伝いをしなくなる傾向があります。

週に3、4日以上家事等の手伝いをしている子どもは、小5では約7割と高いの

に反し、中2、高2はいずれも4割台半ばとなっています。

総じて中高生ほど自己評価は低くなっています。

「自分のことを責任感のある人間」と思っている子どもは、小5で約6割、中2で3割台の半ば、高2で4割です。

「自分のことを協調性のある人間」だと思っている子どもは、小5では67.0%、中2では35.5%、高2では42.4%となっています。

「自分のことを一人で何かを決めることができる人間」だと思える子どもは、小5で5割強、中2で5割弱、高2で4割強となっています。

子どもが求めているのは子ども同士でいられる様々な場所です。

子どもが松戸市に望んでいるサービスで多かったのは、「自由に出入りでき、友達と食べたりおしゃべりしたり、カード遊び、テレビゲーム、勉強、読書、楽器の演奏、スポーツなどができる場所」でした。それは図書館、学習室、体育館、スポーツ広場、音楽スタジオ、児童館、青少年会館、あるいは自宅であり、要は友達といられる時間と空間が必要とされています（複数回答）。

（2） 社会指標

表1 不登校の児童・生徒数（公立小中学校）

年度	小学生			中学生		
	A 不登校児	B 全児童	割合 A/B	C 不登校児	D 全生徒	割合 C/D
平成 11 年度	49 人	24,722 人	0.2%	368 人	12,709 人	2.9%
平成 13 年度	48 人	24,531 人	0.2%	385 人	11,505 人	3.3%
平成 15 年度	77 人	25,279 人	0.3%	379 人	10,859 人	3.5%

* 1 不登校児童生徒とは、心理的、情緒的、社会的、身体的理由で登校しない児童生徒、もしくは登校したくても登校できない児童生徒のことです。

表2 10代の妊娠中絶件数

	10代の件数		全件数
		中絶全体に占める割合	
平成 9 年度	136 件	9.9%	1,373 件
平成 13 年度	203 件	16.7%	1,216 件

表3 児童虐待件数

	被虐待児
平成 12 年度	78 人
平成 15 年度	98 人
平成 16 年度 (平成 17 年 1 月現在)	110 人

* 被虐待児数は、柏児童相談所の数値（松戸市分）です。

2 - 2 - 2 家族の状況

(1) アンケート結果

就学前児童の保護者（回答者の94.7%は母親）と小学生の保護者（同91.4%）を対象にして行ったアンケートの結果は、次のとおりです。

家族には平均2人の子どもがいます。そして子どもが大きくなるほど、働く母親が増え（専業主婦の減少と就労希望者が実際に職に就くようになる）、世帯収入も着実に増加し、持ち家比率が高まる反面、低所得者との所得格差は大きくなる傾向がありました。小学生のいる保護者は、子育てに自らの成長や楽しさを感じている一方で、不安や悩み、苛立ちを訴えています。また、いずれの保護者も「小児医療体制の確立」「経済的支援」「子どもを犯罪から守ることなど」を求めています。これらのことから、保護者が喜びと不安や悩みの二律背反のなかで子育てしていること、「今日と変わらぬ明日（安定）」「今日よりも豊かな明日（豊かさ）」を望んでいることがうかがえました。

1 世帯あたりの平均子ども数は2人で、子どもが小さいほど専業主婦（主夫）世帯が多い傾向がみられました。

子どもの数は、就学前児童のいる世帯では平均1.78人、小学生のいる世帯では2.19人となっています。

就学前児童のいる世帯の専業主婦（主夫）率は66.4%、これに対し小学生のいる世帯は47.5%でした。

小さい子どもがいる人ほど就労に対する希望と現実にギャップがみられました。

○「子育てが一段落したら再び仕事に就きたい」「夫婦ともに働きたい」とする人は、就学前児童の保護者が72.5%、小学生の保護者が66.9%でした。しかし、実際は就学前児童の保護者の31.2%、小学生の保護者の51.1%しか働いていませんでした。

子どもが大きくなるほど世帯収入が増え、持ち家比率が高まり、収入格差が大きくなります。

世帯収入は、就学前児童のいる世帯では300万円未満が12.5%、300万円から500万円未満が36.3%、500万円から1,000万円未満が42.6%、1,000万

円以上が 6.9%、これに対し、小学生のいる世帯ではそれぞれ 10.4%、20.3%、54.0%、13.9%でした。持ち家は、就学前児童のいる世帯が 4 割弱、小学生のいる世帯が 7 割でした。

小学生の保護者の多くは子育てに自らの成長や楽しさを感じているものの、その一方で、不安や悩み、苛立ちを訴えています。

子育てに対する気持ちは、「自分も成長している」が 8 割で最も多く、次いで「子どもがいると毎日が楽しい」7 割弱となっていますが、反面、「不安になったり悩むことがある」6 割弱、「生活や気持ちにゆとりがないので苛立つことがある」3 割弱で、子育てに対する気持ちが一様でないことがうかがえる結果となっています（複数回答）。

保護者が求めているのは小児医療体制の確立と経済的支援です。

保護者が国や自治体に求めている政策では、「小児医療体制の確立（就学前児童の保護者 47.1% / 小学生の保護者 36.2%）」と「児童手当など経済的支援（同 44.5% / 36.6%）」が突出しており、このほかで比較的多かったものは就学前児童の保護者では「保育所サービスの拡大 22.1%」「親子が気軽に集える場 19.9%」、小学校の保護者では「児童虐待・いじめ・不登校の予防、子どもを犯罪から守ること 34.2%」でした（複数回答）。

* 同時に行った一般市民調査（20 歳以上の市民）では、市政全般に対する要望としては「治安、防災対策 38.6%」「高齢化対策など 31.6%」が上位を占め、「子育てで支援 20.0%」は「行財政改革 20.0%」と並び中位にとどまりました。

（2） 社会指標

表 5 ひとり親家庭の推移

	母子世帯	父子世帯	合 計
平成 10 年度	1,904 世帯	126 世帯	2,030 世帯
平成 16 年度	2,990 世帯	151 世帯	3,141 世帯

表 6 所得階層の推移

	200 万以下		200 万超～700 万以下		700 万円超		合 計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
平成 11 年度	110,028 人	52.1%	88,699 人	42.0%	12,460 人	5.9%	211,187 人	100%
平成 15 年度	116,450 人	56.1%	80,954 人	39.0%	10,171 人	4.9%	207,575 人	100%

2 - 2 - 3 地域の状況

地域の人間関係の希薄化が進展する中で、民生児童委員などの制度ボランティアに加え、子育て、子ども関連ボランティア団体や自助グループ、NPO法人が年々増えてきています。しかしながら、新たな活動団体の中心メンバーは、先のアンケート調査の回答者が圧倒的に母親であったのと同様に、事業法人であるNPO法人を除けば、ほとんどが女性によって占められており父親の姿がみえない状況となっています。

近年の傾向としては、このような活動に若い世代が積極的に参加してきていることがあげられますが、こうした団体と旧来の制度ボランティアや町会、自治会との関係は今日なお希薄となっています。

表7 地域における子育て・子ども関連システム

	ボランティア団体	
平成10年度	一時保育活動	1 団体
	おもちゃの図書館・病院活動	1 団体
平成16年度	地域の子育てサロン活動	9 団体
	一時保育活動	2 団体
	保育活動	2 団体
	子どもを犯罪などから守る活動	1 団体
	DV防止活動	1 団体
	絵本の読み聞かせ活動	1 団体

表8 子育ての自助グループ数

	育児サークル
平成11年度	43 団体
平成15年度	63 団体

表9 子育て・子ども関連サービスへのNPO法人数

	NPO 法人	
平成10年度	0 法人	
平成16年度	放課後児童クラブ	4 法人
	障害児の放課後児童クラブ	1 法人
	子育て支援活動	1 法人
	子どもの文化活動	1 法人
	子どもの自立支援活動	1 法人

3節 計画の対象

対象

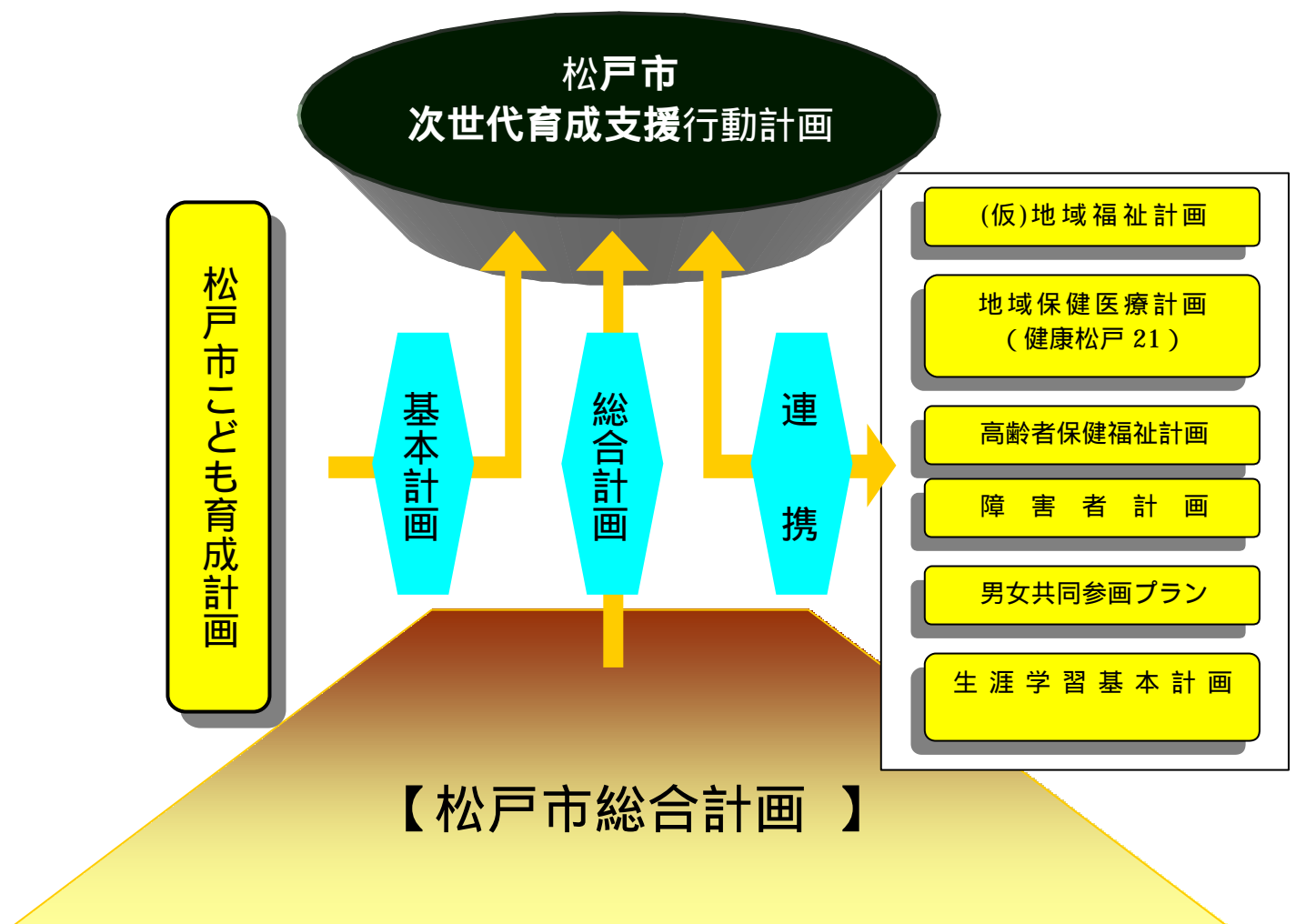
本計画の対象となる市民は、狭義的には子どもと妊娠・出産・子育て期にあたる大人が対象となりますが、広義的にはすべての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定しています。

4節 計画の位置づけ

位置づけ

この計画は、「松戸市総合計画」の部門別計画のひとつであり、両計画の位置づけを図示すると、下図のようになります。

《本計画と松戸市総合計画及び他計画との関係》



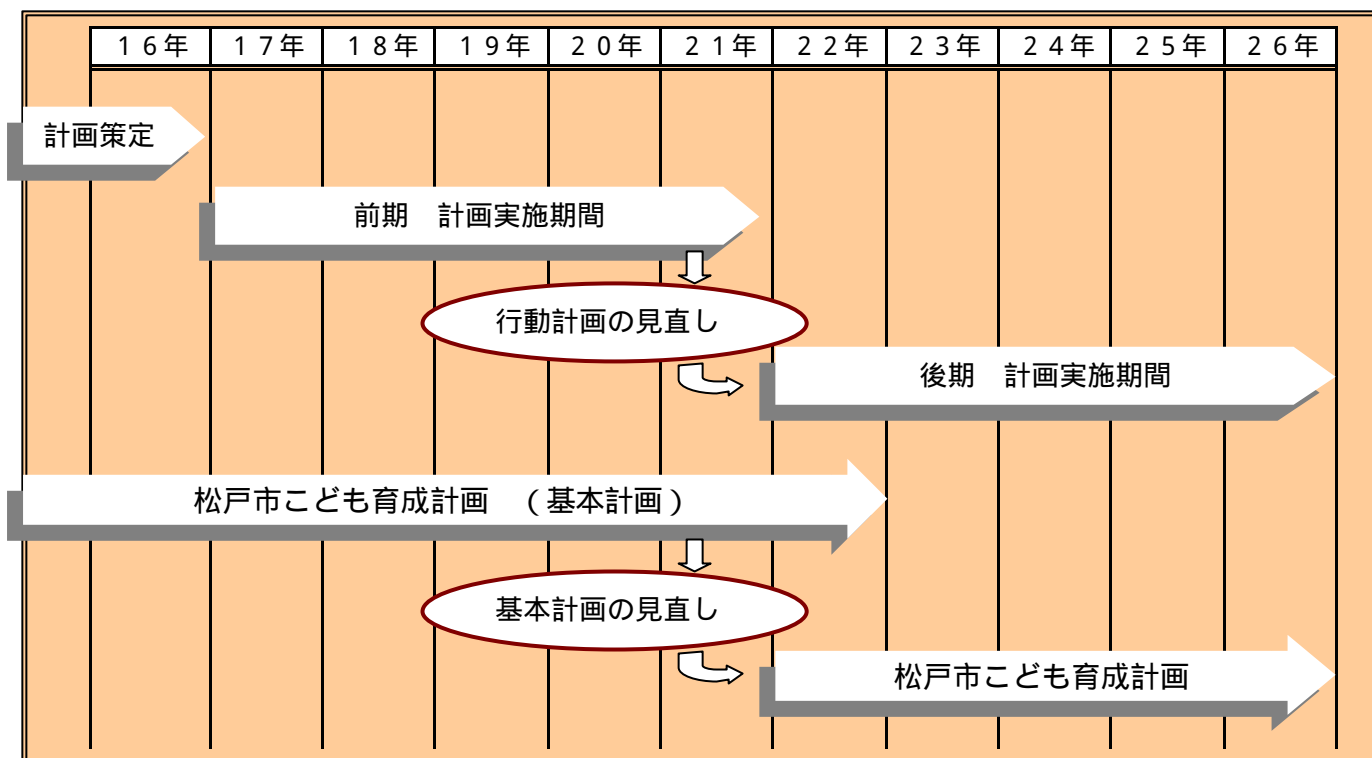
5節 計画期間とローリング（見直し）

期 間

本市におきましては、本行動計画の基本計画にあたる「松戸市こども育成計画」を平成10年に策定しており、計画期間は平成22年度までとなっています。

本行動計画につきましては、全体の計画期間を平成17年度から26年度（10年間）とし、前期計画は平成17年度から21年度、後期計画を平成22年度から26年度までとします。

実施過程については、段階的に施策を進めていくものとします。その際、人口推計に基づく本市の少子化の進展速度などについては十分考慮するとともに、短期的に解決すべき施策や長期的に見て早急に準備すべき必要のある基盤整備などについては、最優先事項として推進するものとします。



なお、社会環境の変化や計画事業の有効性を考慮し、後期計画策定にあたっては、平成21年度までに、基本計画の再構築も視野に入れた見直しを実施します。

第2章 行動計画の理念と方向性

1節 計画策定に必要な理念

計画の理念

1-1 常に子ども本位に考えます

少子高齢化の課題を考えていくとき、いままで中心に据えてきた対策（出生率のアップ）と同時に子どもが少ないからこそ取り組んでいける対策を見過ごしてはいけないと考えています。例えば、子どもが少ないことで子ども同士のかかわりが減少してしまう反面、親子間のかかわりや、地域の大人たちと子どもたちのかかわりについては、心地良くふれあう場面など質の高いかかわりが増加するはずです。その実現に向けて、阻害要因となるものを詳細に分析していくことが必要であると思われる。家庭、学校、地域において、子どもと接するとき大人たちは「大人の都合」のみにとらわれ過ぎて、子どもの可能性の芽を摘んでしまっていることはないでしょうか。ここで掲げる「子ども本位」とは、子どもに好き勝手にしなさいということではなく、自立（自律）した人として成長できるように、子ども本人の心の目線をもって考えたり、行動したりすることが大切なのではないかということ表現しています。

また、さまざまな子育て支援のサービスが用意されていても、それを知らなかったり、サービスそのものが、子どもに対して有効に機能する設計になっていないことも考えられますので、こういったサービスの改善等を含めた十分な配慮が必要です。

本市においては子ども本位の施策、すなわち確実に次世代を健全育成していける施策を推進していく、その結果として少子化状態から抜け出していくといった考え方が必要なのではないかと考えました。子どものことを親身に考えた家族支援など、子ども本位の視点に立った様々な方策やかかわり方等が、きめ細かく大切に考えられ、必要な人が必要なサービスを、必要なときに利用できるようにしていくことが非常に重要です。

1 - 2 地域のゆるやかな連帯のために、こころのつながりを重視します

地域でのつながりといった時に地図上で定義される地域にこだわってしまうような傾向はないでしょうか。「かかわり」についても心のつながりを軽視し、形式だけを重視するようなつながりは、本来形成されるべき「かかわり」を阻害するものとなってしまう可能性があります。こういった点に関する十分な配慮が必要ではないかと考えています。

子どもも大人もそうですが、人は人を求めています。もし、人と人がわずかでもつながりあえたら、不安や悩み、苛立ちも少しはやわらぐかもしれません。近所づきあいなどといったことではなく（近所づきあいがあればそれにこしたことはありませんが）、どこの誰かわからなくても、道すがら近所の親子に何気ない声かけができれば、そこから人と人とのほのかなつながりができ、地域のゆるやかな連帯が生まれくることも考えられます。

しかし、現状としては子どもも大人も、見知らぬ人から声をかけられたり、知らない人に手をさしのべたりすることに大きな不安を抱いています。まずは、地域の顔見知りをしていく行動が必要なのではないでしょうか。

「これからはすべての大人が、社会の一員として子育てをしていきます。」ということが実現できるかどうか、次世代育成支援対策の成否を握る大きな鍵になるのではないのでしょうか。

また、子どもの居場所といった課題を考えると、どうしても「空間としての場所」の整備が緊急問題として取り上げられがちですが、子どもたちの実際の心境を考えてみますと、「心の居場所」を求めている事例も多いので、こういったことも見落とすべきではないと思われます。

1 - 3 多様な状況を認め合い、多様な価値観を尊重し合います

年齢や性別、ハンディキャップの状況、それぞれの家庭のおかれた状況等々を互いに認め合い、すべての人たちが固定化された価値観や自分の価値観を他の人に押し

し付けることがないように、いろいろな価値観を認め合うような環境が整わない限り、少子化現象にかかわるさまざまな課題を解決することは困難であろうと考えます。子どもたちはいろいろな価値観と出会い、試行錯誤していく中で自分なりの価値観を創り上げていくのではないのでしょうか。有名な学校に入学し有名な会社に勤めることが、多くの人から高評価を得ている時代は、それを実現させるための子育てや教育（学校教育を含む）が奨励されるようになっていくことが、ごく当たり前のことなのではないのでしょうか。学校や企業、そして地域がどのように変容していくかは、子どもたちの将来に重要な影響を与える事柄であるといえます。

例えば、もっと違った価値観が認められ、それに基づく生き方が多くの人にとって心地よいものとなれば、子どもを取り巻く環境も自然に変化していくに相違ありません。

家族規模の縮小などによって、子育て機能が低下していることは否定できません。そんな家庭を支援することが一層求められてきています。しかし、どのような子育てをするかは人それぞれですし、家族構成によっても異なりますから画一的な支援ではニーズを充たすことはできないでしょう。

保育所を利用しながら子育てする人、幼稚園を利用しながら子育てする人、家庭だけで子育てする人など、様々な子育てが存在します。これからは特定の子育ての仕方を支援するのではなく、さまざまな子育ての仕方をする人がいることを十分に踏まえて、支援していくことが肝要と考えています。

1 - 4 計画策定後も評価システムにより恒常的にサービスの最適化を図ります

本計画の内容が具体的な地域行動計画として策定されていることから、計画策定後もサービスの実施状況や、目標達成の度合いを恒常的に精査し、よりよい方向にそれぞれの施策が進んでいけるように、評価の仕組みをしっかりと整えることを重視しています。

計画の中で、いつまでに、何を、どれだけ行うかということをはっきりとすることは大事なことです。それと同じように、何かを行った結果、目標にどれだけ近づけ

たのか、何がどう変わったのかを分かるようにすることも必要です。計画が成功したのか失敗したのか、サービスがどれほどよくなったのか等が分からなければ改善の方法も見いだせません。そこで計画に基づいて行ったことに対する評価を実施し、結果を公表し、改善につなげていく仕組み（評価システム）をつくります。

また、評価を得るためには十分な情報提供が必要となります。しかし、従来の方法では、情報が必要な人に届いていない場合もあるという実態を考えますと、例えば、口コミによる情報伝達を強化していくとか、子ども自身に情報を直接伝える等、いろいろな新しい工夫がなされなければ、状況を変えることはできないと考えます。

2 節 計画実現のための課題



2 - 1 少子高齢社会等のさらなる進展への対応

少子高齢化や家族力の脆弱化、雇用環境の変化が一段と進展していく中で、子ども自身の学力の2極分化や子ども同士のつながりの弱さ、さらには若者が将来に希望を持つことが困難になっている社会状況などに懸念の声があがっています。また、不登校や性感染症、10代の妊娠中絶、青少年を巻き込んだ犯罪、児童虐待、ドメスティクバイオレンスなど、乳幼児や青少年を取り巻く環境には依然厳しいものがあります。

一方、介護保険制度の導入によって高齢者の介護が社会的に確保されつつあるものの、将来にわたる介護や医療の安定確保には、なお人的、財政的に予断を許さぬものがあります。加えて、教育や子育て、介護などにかかわる社会コストは年々上昇し、今後ともさらに増大することが見込まれています。

このため、すべての子どもが力強く自らの道を切り拓いていくことができ、かつ将来の要介護者の出現率の抑制も視野に入れた子どもの自立支援として、すべての子どもが社会活動に必要な学ぶ力や社会参加する力、健康、自尊心などを持てるようにすること、これまで顕在化することの少なかった家族への包括的支援、青少年福祉、治安対策をも組み込んだ政策展開をすること、少子高齢社会や人口減少社会にふさわしいシステムへの転換などが課題となっています。

2 - 2 家族や地域の子育て力醸成への対応

働き方の柔軟性に乏しい職場環境の常態化や家族の小規模化の進行、ひとり親家庭の増加、地域の人間関係の希薄化に加え、終身雇用や年功序列制度の瓦解、正規従業員の減少と非正規従業員の増加など雇用環境の変化は、家族や地域の子育て力

をますます脆弱化させ、高度成長期における意識せずとも右肩上がりに成長しつづける社会が崩壊し、家庭そのものまで不安定にしている傾向があります。この結果、これまで仕事と家庭が両立しやすいように保育所サービスを中心に政策展開を図ってきたところですが、近年に至り、これらのサービスに加え、主に家庭で子育てしている保護者への支援の必要性が高まってきています。

このため、乳幼児を養育する保護者が息抜きできたり、社会参加したり、地域の人と挨拶する程度のゆるやかなつながりが持てたり、顔見知りの身近な専門家に育児相談ができるようにすること、子育てしたい保護者が子育てできるように男性も含めた働き方の見直しをすること、従前より推進しております男女共同参画社会の理念に基づき若いも若きも共に社会参加しやすいようにすること、ひとり親家庭に対する総合的な自立支援をすることなどをおして、家族や地域の子育て力を醸成することが喫緊の課題となっています。

2 - 3 社会資源の開発と協働への対応

これまで、子どもの成長や子育てを保護者とともに社会全体で支えていくことをめざしてきました。この結果、子育ての自助グループの増加、地域における子育て支援システムの整備、子育て・子ども関連サービスへの NPO 法人の参入、行政施策の拡大など所期の目標に近づいた面はあるものの、全体的には行政主導の感が拭えず、自助・共助・公助をベースとした総合的な取組が一段と望まれるところとなっています。

このため、必要な人材の育成や既存施設の有効活用、子育て・子ども関連の市民活動を促進するための情報提供システムの構築など市民や地域、法人などがより自主的かつ広汎に活動できる基盤整備をすること、また、子育て・子ども関連の市民活動団体同士、公共機関同士、行政内部のネットワークの構築とこれらのネットワークが重層的に機能する仕組づくりをおして、地域や法人、行政等がすでに行っている個々の活動をつなぎ合わせ総合的な支援に結びつけていくことなど、社会資源の開発と協働への対応が課題となっています。

2 - 4 地方分権化への対応

幾多の問題を抱えながらも地方分権化が一段と進行し、地域のことは地域の選択と責任で行えるようになりつつあります。このような住民自治を土台にした活力と個性ある分権型社会を目前にして、行政は政策形成力、政策説明力、合意形成力、政策評価力、社会サービスモニター力などが従来にもまして求められてきます。また市民も参加から参画へ、より責任ある行動が肝要となってきます。

このような状況下、「地域の子どもは地域で育てる」という考えを大切にし、市職員の育成、財政基盤の確立、政策評価システムの構築、地域の課題に対する市民や地域、法人等の参画意識の醸成など、地方分権化への対応が課題となっています。

方向性

子育てに関連するさまざまな課題を解決していく上で、自立のために欠くことのできない要素として、「いきいき」「健康」「安心」を取り組むべきことがらの目標に据えて、何が変化すれば、地域社会が変わっていただけるのかを基本的な方向性として設定します。

3 - 1 学ぶことが楽しくなること

「いきいき（子どもがのびのびと自信をもって生きられるために）」の実現にどういった変化が求められているのでしょうか。

ここでは「学ぶ」という行為に対する認識が、どのように変わってきているのか、どのように変わっていくべきなのかということについて考えていきます。まず、「学ぶ」ということを本人が信頼できる人間関係の中で主体的に物事の本質を見極めようとする活動として捉えていきたいと思います。

「学び」の方法の習得については、乳幼児期のころから、「なぜ?」、「どうして?」を繰り返し、それに対する大人の対応によって、さまざまなレベルで必要な事柄を獲得しています。

「なぜだろう?」と発生した疑問を、質問や調べといった方法で解明しようとし、つながりを理解し、納得できたときに知識として蓄えます。次に疑問が生じたときは、蓄積した知識を活用し、ふるいにかけて、それでも理解に至らないものについて質問や調べへとつなげていきます。つまり、「疑問 質問 理解 知識」といった手順とこの循環により、「学び」を深めていくのです。大人たちが社会で課題を解決しようとする手順と同じ作業を子どもたちは既に行っています。

さらに、「学び」から喜びが生まれる状態とは、いかなるものなのでしょうか。「分かること」から「分からないこと」が発見されて、また進んで分かっていきます。その過程では、分かったつもりのことが分かっていなかったことの再発見があったり、いろいろな考え方に触れることを通じて、さらに進んだ理解を得たりしながら、

常に物事の本質に近づいていきます。この「分かる」ということが、「学び」の喜びを実感させてくれるのでしょうか。この感覚は、人間の本性の中にある感覚なのではないでしょうか。本質を探究していく過程が、まさに「学び」であり、自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学んでいくといった生涯学習時代の「学び」につなげていける学び方の実践であると言えます。

さて現在、子どもから大人まで「学ぶ」という行為を心から楽しめるような状況にあるのでしょうか。与えられる大量な情報をただ詰め込むだけで精一杯となり、「学び」を味わい、楽しむどころではありません。

小さい頃、連発していた「なぜ?」「どうして?」をいつのまにか言わなくなってしまう子どもや、自分自身に気づかれた経験はないでしょうか。

与えられる「学習」から、楽しい「学び」への転換が必要とされています。

また、このことは子どもだけの問題ではなく、大人にとっても非常に重要であり、社会のあらゆる場面で、すべての人に必要とされる変革です。例えば、家庭の中で子育てに苦しむ人がいたとしても、子育てについて学び合うことが楽しければ、ひとりで悩まずに積極的に対話の場に出られる可能性が生まれてくるはずです。

「学び」を楽しみ、深く味わえるような環境の整備は、構造変革における重要な要素ではないでしょうか。

3 - 2 自分の健康を大切にできること

「健康（子どもが健やかで、さわやかな日々をおくれるように）」の実現には何が必要なのでしょうか。

本計画のめざす地域社会の実現のためには、人としての活力が必須要件となります。そして、この活力の源が「健康」です。

子どもの頃からの生活習慣が、一生涯にわたる心身の健康保持増進に大きく影響してきます。望ましい生活習慣とは、決まった時間に起きて、規則正しい食事を摂って、十分に活動した後は早めにぐっすりと眠ることで、これらのことが子どもの頃から自然に行なわれることが、子どもの健やかな成長を促すために、また、生活習慣病の予防対策としても非常に重要になります。

また、生活レベルも高くなり、24時間不自由のない生活が確保された現代は、子どもたちの心の健康にも少なからず影響を与えています。核家族化や少子化の進展は、子ども同士も含めた人間関係を希薄なものにしています。このような生活の急激な変化の中で健康を保つためには、もはや社会全体の視点を見直すくらいのパラダイム転換が必要とされているのかもしれませんが。それは次代を生きる今の子どもたちが健康について高い意識をもって生活していけるようになるかということに他なりません。

具体的実践の場面においては、昔から言われ続けてきていることですが、子どもとかかわるすべての人が子どもたちに愛情を注ぎ、心に栄養を与えてあげることではないでしょうか。そして小中学生の時期から乳幼児と接し育児を体験するなど、子どもたちが自分自身の発育・発達を理解し、命の大切さを学ぶ機会を持てるような環境づくりをすることです。総合的な食育の推進は勿論のこと、地域、家庭、学校がそれぞれの力を出し合い、子どもたちの健やかな成長と心身の健康づくりを推進することが大切です。

3 - 3 あたり前に安心があること

「安心（子どもが安心して日々の生活をおくれるように）」が確保されるにはどのようなことが必要なのでしょうか。

「あたり前に安心がある」というと、何の努力もなしにそういった状態が手に入れられるように感じる人もいらっしゃるでしょうが、安心や安全が自然に確保されている状態をつくりあげることが、たやすい事ではありません。

人間は快適な社会を創り上げていく過程で、交通事故や凶悪犯罪など、次々に困難かつ複雑な危険を抱えることになりました。常に、危険は我々の周りに存在します。

交通安全のための取り締まりや、犯罪防止のためのマニュアルづくり、犯罪被害者の立ち直りに関する仕組みづくりなど大切なことはたくさんありますが、ここでは、長期的に見ても重要な転換点について考えてみたいと思います。

時代をさかのぼれば、江戸末期から明治初期に日本を訪れた外国人たちの報告の

中には、「これほど子どもたちが大切にされ、その子どもたちの目がきらきらと輝いている国は、世界中探しても他にはない」と感心するものが多数存在するそうです。子どもが親切に扱われ、深い注意が払われている状況から、子ども崇拜の域に達していると感じ、「子ども天国」とまで評価しています。まさに安心が確保されたとき、子どもたちは、いきいきと健やかに育つことができる可能性を手に入れます。

そのことの基盤となるのが、地域での協力による安全、安心の確保です。安心とは、行きつくところ地域を構成する一人ひとりが意識的につくりあげ、信頼関係のネットワーク化が進むことで実現できるのではないのでしょうか。経験を積み重ね、工夫を凝らし、幾重もの信頼関係を築き上げる必要があります。

今がまさに一人ひとりの決断の時と言えます。小さなことでも、できることから始めていくこと、何気ないささやかな行動が、大きく地域社会を変えていく貴重な一歩となるのではないのでしょうか。

松戸市次世代育成支援行動計画

